

県営土地改良事業の計画変更の公告

このたび、令和3年12月7日に決定した、下呂市における県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）菅田西部地区の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

今回の計画変更により新たに、この土地改良事業の受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地区内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により、令和8年8月15日までに下呂市農業委員会に申し出てください。

なお、この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、同法第113条の3第3項に規定する工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（目的外用途）に供するため所有権等の移転をした場合又は、当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、同法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがあります。

令和8年8月3日

岐阜県知事 江崎 禎英



記

- 1 県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）菅田西部地区の事業計画変更概要書
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準